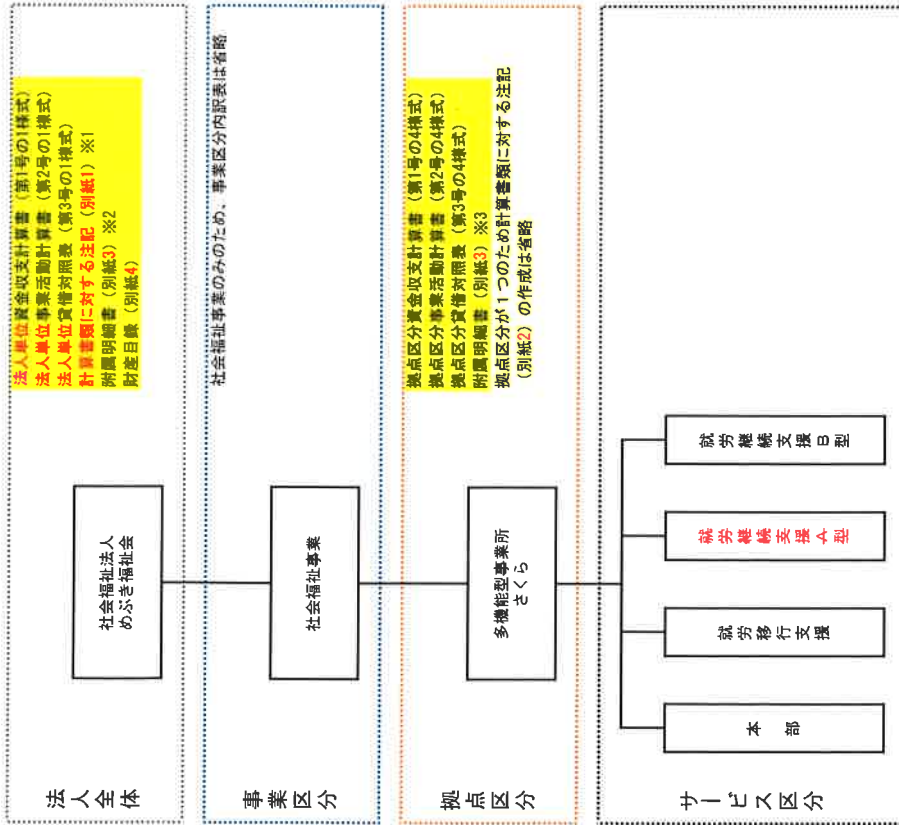


区分別の財務諸表（基準作成文書）



※の注記について

No	注記事項	省略可否
1	連結企業の前提	
2	重要な会計方針	×
3	会計方針の変更	
4	採用する退職給付制度	×
5	財務諸表等と拠点区分、サービス区分	×
6	基本財産の増減の内訳及び金額	×
7	基本金は国庫補助金等特別積立金の取崩し	×
8	担保に供している資産	×
9	固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期未残高	
10	稼収不能引当金	
11	滞納保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益	×
12	勘定当季ごとの取引の内容	×
13	重要な偶発債務	×
14	重要な偶発資産	×
15	その他	×

注：省略可否の項目については取引がない場合でも、「該当なし」等の記載が必要。

※2及び※3の附属明細書について

No	文書名	法人全体	拠点区分	様式
1	基本財産及びその他の固定資産の明細書		○	別紙3 (9)
2	引当金明細書		○	別紙3 (9)
3	拠点区分事業活動明細書		○	別紙3 (10)
4	借入金明細書	○		別紙3 (1)
5	寄附金取戻明細書	○		別紙3 (2)
6	補助金事業等収益明細書	○		別紙3 (3)
7	基本金明細書	○		別紙3 (5)
8	国庫補助金等特別積立金明細書	○		別紙3 (7)
9	積立金・積立資産明細書		○	別紙3 (7)
10	サービス区分間繰入金明細書		○	別紙3 (10)
11	サービス区分間貸付金(借入金) 陪償明細書		○	別紙3 (10)
12	就労支援事業別活動明細書(多機能型事業所等用)		○	別紙3 (10-2)
13	就労支援事業明細書(多機能型事業所等用)		○	別紙3 (10-2)

注：該当する取引がない明細書は作成を省略することができる。

経理規程第11条会計帳簿の備付について

No	帳簿名	種別
1	任取日記帳	主要簿
2	移動元簿(補助元帳含む)	主要簿
3	小口現金出納帳	補助簿
4	固定資産管理台帳	補助簿
5	寄附金品台帳	補助簿
6	会計伝票	その他の帳簿
7	月次区算書	その他の帳簿

注：該当する取引がない帳簿は作成を省略することができる。

## 計算書類に対する注記

### 1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

### 2. 重要な会計方針

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

定額法

#### (2) 引当金の計上基準（退職給付引当金）

当法人で採用している一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の退職共済制度に基づき、当期末における掛金相当額を退職給付引当金に計上する。

#### (3) 消費税等の処理

税込方式

### 3. 重要な会計方針の変更

該当なし

### 4. 法人で採用する退職給付制度

当法人は、独立行政法人福祉医療機構の実施する退職共済制度及び一般財団法人滋賀県民間社会福祉事業職員共済会の実施する退職共済制度を採用している。

### 5. 法人が作成する計算書類等と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

#### (1) 法人全体の計算書類(第1号の1様式、第2号の1様式、第3号の1様式)

#### (2) 事業区分別内訳表(第1号の2様式、第2号の2様式、第3号の2様式)

当法人では、社会福祉事業のみのため、事業区分内訳書は省略している。

#### (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(第1号の3様式、第2号の3様式、第3号の3様式)

当法人では、社会福祉事業における拠点区分が1つのため、拠点区分内訳表は省略している。

#### (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

多機能型事業所さくら拠点区分

① 本部

② 就労移行支援

③ 就労継続支援B型

#### (5) 拠点が作成する計算書類等とサービス区分

多機能型事業所さくら拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

##### ① 多機能型事業所さくら拠点区分計算書類

(第1号の4様式、第2号の4様式、第3号の4様式)

##### ② 拠点区分事業活動明細書(別紙3⑪)

ア 本部

イ 就労移行支援

ウ 就労継続支援B型

③ 拠点区分資金収支明細書(別紙3⑩)は省略している。

④ 就労支援事業製造原価明細書・多機能型事業所等用(別紙3⑩-2)は省略している。

⑤ 就労支援事業販管費明細書・多機能型事業所等用（別紙3⑰-2）は省略している。

## 6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位：円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建物	35,561,858	0	1,320,588	34,241,270
合 計	35,561,858	0	1,320,588	34,241,270

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し  
該当なし

8. 担保に供している資産  
該当なし

## 9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位：円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
基本財産（有形固定資産）			
建物	52,880,229	18,638,959	34,241,270
その他固定資産（有形固定資産）			
建物	1,223,350	1,155,224	68,126
構築物	3,464,771	3,464,769	2
車両運搬具	7,821,892	6,446,460	1,375,432
器具・備品	5,695,103	4,971,336	723,767
機械・装置	3,491,160	3,378,058	113,102
合 計	74,576,505	38,054,806	36,521,699

## 10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位：円)

	債権額	徴収不能引当金 の当期末残高	債権の 当期末残高
事業未収金	12,085,584	0	12,085,584
合 計	12,085,584	0	12,085,584

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益  
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし